

2013年11月18日 野々市市役所

条例制定の意義と必要性

神谷浩夫(金沢大学 地域創造学類)

1. 今なぜ、野々市市で協働が必要なのか？

2. 条例を作る目的

3. 策定委員会を実りあるものにするために

1. 今なぜ協働が必要なの？

＜協働が必要なのわけ＞

- 1) 平成の大合併←地方交付税の削減、中央政府の財政難、ばらまき型地方公共事業の継続不可能←福祉国家の終焉（しゅうえん）
- 2) 施策・事業の優先順位の明確化←行政需要の拡大、多様化
- 3) 個性的で特色ある地域の創造が求められる←従来の中央主導の政策展開の限界

1) 平成の大合併←地方交付税の削減、中央政府の財政難、ばらまき型地方公共事業の継続不可能←福祉国家の終焉（しゅうえん）

→野々市市は財政的には余裕がある。しかし、地方交付税の削減が続いているので安閑としてはられない。

2) 施策・事業の優先順位の明確化 ← 行政需要の拡大、多様化

…これまでは市役所がサービスを増やせばよかったが、今後はこの方法は無理

〈野々市市の市民はきわめて多様〉

① 他都市に比べて賃貸に住む人が多い → 持家層と借家層の両者

② 市民の平均年齢が若い → 高齢化施策と子育て施策

③ 住宅・農地・商工業が混在

→ どうやって優先順位をつけるの？

3)個性的で特色ある地域の創造が求められる←従来の中央主導の政策展開の限界

<野々市市民の地域への誇りは？>

①転入・転出が多いので、地域への愛着が高まらないのでは？

②金沢市に通勤する人が多いので、金沢市民としての意識があるのでは？

→野々市市民としての誇りをどうやって育むの？

2. 条例を作る目的

<ルールづくり>

- 1)協働に対する基本的な考え方を市民と行政で共有すること
- 2)市役所内の部署で協働の進め方について足並みを揃えること
- 3)協働を推進するための具体的な手順を明確化する（予算、行政と市民との役割の明確化、人材育成、協働事業に必要な場所・施設）

2. 条例を作る目的

＜住民自治を身近なものにする＞

- ・ 地方行政は、「団体自治」と「住民自治」の両者からなる
- ・ 地方分権は、中央集権に対する団体自治の強化
- ・ 域内分権は住民自治の実質化
- ・ 英米は住民自治に比重、大陸欧州は団体自治に比重

3. 策定委員会を実りあるものにするために

ディスカッションを活性化する方法

① 自由な議論の雰囲気作り

- ・ 発言の順序を再考する
- ・ 特定の人、とくに上役が目下の発言を自由にさせる雰囲気作り
- ・ 反対意見を引き出す司会の重要性

3. 策定委員会を実りあるものにするために

ディスカッションを活性化する方法

②話し方

- ・時間を意識した話し方
- ・話しの最初に道筋を述べる
- ・話す事項を整理して番号をふっていく
- ・話す内容にキャッチコピーを付ける

3. 策定委員会を実りあるものにするために

ディスカッションを活性化する方法

③適切な反論

- ・反論をするためには、相手の言ったことを正しく理解する
- ・正しく理解できない時は質問する
- ・質問することは恥ずかしいことではない

3. 策定委員会を実りあるものにするために

ディスカッションを活性化する方法

④反論のポイント

- ・ 論理がおかしい、と反論する
- ・ あまり重要なことではない、と反論する
- ・ 証拠が乏しい、と反論する

3. 策定委員会を実りあるものにするために

ディスカッションを活性化する方法

⑤ 反対意見を引き出す司会の重要性

- ・ 議論を整理する役割
- ・ 反対意見を引き出す役割
- ・ 時間管理の役割